

市営住宅だより

平成28年春号(平成28年3月1日)

サービスセンター問い合わせ

(編集・発行) 新潟市役所住環境政策課
(問い合わせ) TEL:025-226-2817

・万代サービスセンター:中央区万代4-1-8文光堂ビル2階
TEL:025-374-5410 (北区, 東区)

・白山サービスセンター:中央区白山浦1-614-5白山ビル1階
TEL:025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)

◆◇減免申請の受付がはじまります◆◇

平成28年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請を 3月14日(月) から受け付けます。

減免を受けるためには、**年度ごとに申請する必要**があります(収入申告とは別の手続きです)。

詳しくは担当の市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。

<家賃が減免される世帯>

- 世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯(障害年金など非課税分も含む)
- 長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

<駐車場使用料が減免される方>

- 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- 駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です。

注) **4月分**から減免を受けるためには、**4月末日までに申請する必要**があります。

注) **5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分**から減免となります。

◆◇外壁改修・耐震化工事にご協力ください◆◇

外壁改修や耐震化工事を順次進めています。ご協力をお願いします。

- 工事開始前までに、ベランダの私物を片付けてください。
- BS・CSアンテナの移動は自己負担をお願いします。
- エアコンの配管カバー取り付け時に外壁に穴を開けないでください。



◆◇県営住宅の一部が市営住宅になります◆◇

新潟市と新潟県が共同で提起した新潟州構想における合意に基づき、平成28年4月1日をもって以下の県営住宅が移管され、市営住宅として管理することとなります。

県営汐見台住宅 県営小針住宅 県営小針ヶ丘住宅 県営小針西住宅
県営石山第一住宅 県営石山第二住宅 県営藤見町住宅

※県営藤見町住宅は市営藤見町第1住宅となります。

◆◇電力の自由化について◆◇

平成28年4月1日以降は、電力の小売自由化により、電力会社を自由に選択できるようになりますが、新しい電力会社への契約変更する場合、市への連絡などは特に必要ありません。また、切替え先の電力会社へのお申し込み後、電気メーターの交換が必要となりますが、こちらについては、模様替え申請は必要ありません。

※契約内容及び電気メーター交換等の詳細は電力会社にお問い合わせください。

◆◇市営住宅手続きにおけるマイナンバーの利用について◆◇

番号法の施行に伴い、市営住宅の各種手続きにおいてマイナンバーを利用することで、所得証明書等の添付書類が一部省略できるようになりました。詳しくは、住環境政策課までお尋ねください。